

叙勲受章おめでとうございます



▼瑞宝双光章

永井 裕一氏(香日向)

氏は、警視庁北沢・綾瀬警察署長や警察学校副校長を歴任されるなど、長年にわたり首都の治安維持にご尽力されました。



▼旭日双光章

吉羽 武夫氏(千塚)

氏は、幸手市議会議員や幸手市都市計画審議会委員を歴任されるなど、長年にわたり市の発展と振興にご尽力されました。



▼瑞宝単光章

野口 幸三氏(木立)

氏は、長年にわたり市の防災活動に従事され、幸手市消防本部消防課長を務められるなど、市民生活の安全確保にご尽力されました。



▼瑞宝双光章

小池 英雄氏(緑台)

氏は、長年にわたり警視庁の本部・警察署において地域・警備・生活安全などの職務に従事され、首都の治安維持にご尽力されました。



▲発起人を代表して座長を務めた幸手市長

旧日光街道の宿場町を持つ自治体および東京から日光をつなぐ公共交通機関の沿線自治体(茨城・栃木・群馬・埼玉・東京の1都4県)が連携して、活性化を目指す「日光歴史街道活性化首長サミット」が11月1日(木)に日光市の田母沢御用邸記念公園で開催されました。発起人である幸手市長、越谷市長、日光市長を中心に意見交換がされ、共同宣言が行われました。

問合せ 産業振興課(43)
1111 内線537 FAX
(43) 1123



サミット参加自治体

【栃木県】 宇都宮市・日光市
鹿沼市・小山市・下野市
【群馬県】 板倉町
【埼玉県】 加須市・草加市
越谷市・幸手市・宮代町
杉戸町
【東京都】 中央区・台東区
足立区

日光歴史街道活性化

首長サミット開催

●日光歴史街道活性化共同宣言●

- 歴史文化資源を活かし、それぞれの地域でまちなかの回遊性を高め、更には地域間の連携により回遊型観光の実現に向けて推進します。
- 世界に名だたる日光をはじめ、各地域の観光地の集客力を日光街道や公共交通(鉄道)機関を活用し、連鎖的に集客する仕組みを創ります。
- 同一の方向性で地域の魅力を高め、地域全体でのブランド価値を高めることによって、それぞれの地域の吸引力を増進させます。
- 目的意識を共有し、一丸となって活性化に取り組むため、それぞれの地域の民間団体や公共を担う多様な主体を中心とした「活性化協議会(仮称)」の設立をめざし、自立して活動を行うことができる環境を整備します。

都市計画の案の縦覧および意見書の提出

幸手都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。
また、この都市計画の案に対して、意見書を提出することができます。

○ 縦覧 ○

※①は埼玉県決定、②は幸手市決定

変更案の内容	① ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ○区域区分(幸手インターチェンジ(仮称)東側地区) ○都市計画道路(惣新田幸手線バイパス・東武動物公園駅東口通り線) ② ○用途地域 ○防火・準防火地域 ○下水道 ○地区計画
期 間	12月4日(火)～18日(火) ※土曜・日曜日を除く各窓口の受付時間内に限る
場 所	① 幸手市都市計画課、埼玉県都市計画課、杉戸県土整備事務所 ② 幸手市都市計画課

○ 意見書の提出 ○

対 象	① 市内在住の人、久喜市・加須市・杉戸町・宮代町在住の人および利害関係人 ② 市内在住の人および利害関係人
提 出 方 法	① 持参、郵送または埼玉県電子申請届出サービス(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/) ② 持参または郵送
意見書	意見書の様式は各縦覧場所で配布
期 限	12月18日(火)午後5時15分 ※期日必着
提出先	① 幸手市都市計画課、埼玉県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1) ② 幸手市都市計画課

問合せ 都市計画課 ☎(43)1111内線562、563・FAX(43)7656
埼玉県都市計画課 ☎048(830)5341

幸手都市計画区域の 都市計画変更手続きについて

市都市計画審議会の開催

幸手インターチェンジ(仮称)東側地区の整備に伴う関連都市計画の変更に係る都市計画審議会を開催します。
なお、この会議は傍聴することができます。

※①は埼玉県決定、②は幸手市決定

内 容	① ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ○区域区分 ○都市計画道路(惣新田幸手線バイパス) ② ○用途地域 ○防火・準防火地域 ○下水道 ○地区計画	傍 聴 手 続 き	傍聴人数 10人
日 時	12月26日(水)午後2時から	受付は、午後1時45分までに会場で必ず本人が行ってください(代理受付・代表者受付は不可)。また、傍聴の権利は他人に譲渡できません。受付は先着順に行いますが、定員を超えた場合は抽選となります。	
場 所	市役所第二庁舎第1会議室		

問合せ 都市計画課 ☎(43)1111内線562、563・FAX(43)7656

第5次幸手市総合振興計画 後期基本計画を策定します

総合振興計画とは、市の長期的なまちづくりの方向性を示す最も基本となる計画です。

第5次総合振興計画前期基本計画の計画期間が平成25年度で終了することから、新たに平成26年度から平成30年度までを計画期間とした後期基本計画を平成24年度、平成25年度の2か年で策定します。

市民のみなさんのご意見、アドバイスをいただきながら策定を行うため、市民検討会議委員の募集および市民意識調査を実施します。

問合せ 政策調整課 ☎(43)1111内線4401・FAX(43)3783

▼市民検討会議委員の募集

市と協働して計画策定の内容について検討していただける人を募集します。

①募集基準

- ・20歳以上70歳未満で市内在住・在勤・在学の人
- ・市のまちづくりに関心のある人

②募集人数

③活動内容

5人
計画に対する意見・提言書の作成

※平成25年1月から3月ごろまでの平日・夜間または土曜・日曜日に、5回程度の会議を予定しています。

④応募方法

政策調整課窓口で配布している応募用紙に必要事項を記入の上、12月19日(水)までに政策調整課へ郵送(〒340-0192東4-6-8)またはメール(seisaku@city.saitama.lg.jp)※応募用紙は市ホームページからダウンロード可

※選考基準や選考方法などの詳細については、市ホームページを参照

▼市民意識調査の実施

市政全般にわたる市民ニーズや満足度、要望、意見を伺い、その調査結果を計画に反映するための調査です。

12月上旬ごろ、無作為に抽出した2000人の市民のみなさんに調査票を郵送します。

その中で、ご協力をよろしくお願いします。詳しくは、お問い合わせください。

